

第三十八回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第二十一号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時四十一分開会

委員の異動

四月十一日委員堀末治君及び前田佳郎君君辭任につき、その補欠として西郷吉之助君及び館哲二君を議長において指名した。

四月十二日委員大暮武太夫君及び木村禮八郎君辭任につき、その補欠として小柳牧衛君及び鈴木壽君を議長において指名した。

四月十三日委員小柳牧衛君及び鈴木壽君辭任につき、その補欠として木暮武太夫君及び木村禮八郎君を議長において指名した。

四月十七日委員館哲二君辭任につき、その補欠として前田佳郎君を議長において指名した。

四月十九日委員西郷吉之助君辭任につき、その補欠として堀末治君を議長において指名した。

四月二十四日委員上林忠次君辭任につき、その補欠として青田源太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

大竹平八郎君

理事

佐野 廣君

天田 勝正君

天坊 裕彦君

委員

青木 一男君

大谷 賛雄君

岡崎 真一君

政府委員

大蔵政務次官

日本専売公

社監理官

事務局側

常任委員

会専門員

説明員

大蔵省理財

財局次長

大蔵省理財

局長

小熊 孝次君

堀原 茂嘉君

林屋亀次郎君

前田 久吉君

山本 米治君

大矢 正君

木村禮八郎君

戸叶 武君

田中 茂穂君

谷川 宏君

木村常次郎君

吉田 信邦君

信邦君

大蔵省理財

局長

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

小熊 孝次君

関する法律の一部を改正する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等とし、順次、提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につき、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

まず、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につき申し上げます。この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表の一部を改正するものであります。その概要を申し上げますと、葉巻たばこについては昭和二十一年以降販売している国産のものには「アストリア」だけであり、最近では相当数量を輸入品に依存しておりますが、戦前における国産葉巻たばこは九銘柄の多きを数えたこともあり、またその販売数量も輸入品を含めた現在の販売実績を相当上回るものでありますので、葉巻たばこの今後の需要の増加を考慮し専売益金の増収をはかるため、昭和三十六年二

月一日から高級葉巻たばこ「バンドール」を、同じく三月十五日から中級葉巻たばこ「グロリア」をそれぞれ試験製して販売中であります。「バンドール」及び「グロリア」はいずれも売れ行きが良好と見込まれますので、今後継続して販売するため、これらを価格表に追加しようとするものであります。

また、現在販売中の葉巻たばこ「アストリア」の型式は長さ及び太さの両面から規定されておりますが、今回太さという表現を改め、「バンドール」及び「グロリア」と同様に中央部の外周という表現をとることにいたしました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例に関する法律案について申し上げます。

政府は、今回シンガポール自治州政府との間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求めたため、別途御審議を願っているものであります。この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

以下この法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一に、配当所得に対する所得税の税率の特例を定めることとしてお

ります。すなわち、現行の所得税法では、非居住者または外国法人が日本法人から支払いを受ける配当に対する所得税の税率は二〇%になっておりますが、今回の条約によりまして、シンガポールの居住者である個人または法人が支払いを受ける配当で日本国内にある恒久的施設に帰属しないものに対する税率は一般的に一五%をこえることができず、特にシンガポールの法人が日本法人の議決権ある株式の二分の一以上を直接または間接に所有しているときには、一〇%をこえることができな

ないこととなっておりますので、この条約の規定を受けて、この法律案では、これらの場合における所得税の税率を前者にあっては一五%、後者にあっては一〇%とすることにしております。

第二に、シンガポールの租税の徴収につき必要な事項を定めることとしております。今回の条約によりまして、租税条約によって認められる軽減その他の特典がこれを受ける権利のない者によって享受されることがないようにするために、日本、シンガポール自治州両政府は相互に相手国の所得税または法人税を徴収することができることになっておりますので、これに基づき、わが国におけるシンガポールの租税の徴収は、シンガポール自治州政府からの委託に基づき、国税徴収の例によつて行なうこととする等、所要の規定を設けることとしております。

最後に、今回の条約の実施に關して必要な手続その他の事項は、条約の規定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしておるのであります。

以上が製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案についての提案の理由及びその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(大竹平八郎君) 補足説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

政府側よりは田中大蔵政務次官、小能経済課長が見えております。

○大矢正君 前のこれに關連する法律の審議のときにも議論が出たのですが、電力会社の資本組み入れが非常に高くされている、資本組み入れの比率が非常に低位であるということですが、これは理由は一体どこにあるのですか。

○説明員(小熊孝次君) 電力会社の資本組み入れの率は、たゞいま御質問がございましたように、非常に低いわけでございます。これは、電力会社は総資産中におきます固定資産の比率が他の産業に比べて非常にウェートが重いわけでございます。それにつきまして再評価をいたしたわけでございます。

すが、これに見合うところの収益率と申しますか、それが料金が押えられておるといふような関係もございまして、なかなか資本へは組み入れることができないというのが現状でございます。

○大矢正君 電力会社の資本の組み入れがなかなか困難だということとを逆に解釈すると、あなたが今言われておるといふに、利益率が低いということもあるでしょう。そういう意味で配当の問題も出てくるでしょうけれども、そうすると、いつまでもこれは電力会社の場合には資本組み入れが低いというままで推移するんですが、そういう考え方はいい方ない方ないとしていられるんですか。

○説明員(小熊孝次君) 電力会社は現在配当が一割でございます。従いまして、この資本充実法によるところの配当制限には直接かからないわけでございます。ただいま先生のお話でございますが、たゞいま先生のお話でございますが、この再評価積立金というものは早晩には、最終的にはこの措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、現在の状況を見ますと、企業全般にいたしましても再評価積立金の資本組み入れというものが低位にあるわけでございます。今までのような措置も、あるいは今回のような措置も、その最終的な処理に至るまでの一つの暫定措置として考へておられるわけがあります。従いまして、電力会社、あるいは電力会社のみでなしに、たとえば私鉄といふようなものにつきましても、今後の問題につきましては早急に検討いたしまして、そうしてどういふふうな対策を講ずるかということを真剣に検討いたしたい、こういうふうな

刺に検討いたしたい、こういうふうな考へておられるわけでございます。

○大矢正君 これは初めて出された問題ではないし、資本の組み入れというものが非常に低位に落ちているというところは、これは今指摘されてもさうなく、前から議論をされておるところなんです。今大蔵省の方で検討をしておりますが、これは非常におかしいというところは、これは思っているのかね。

そこで、調査室の方から出されている資料を見ますと、再評価差額というものは一兆三千四百三十五億というふうに出ておりますが、これは間違いございませんか。

○説明員(小熊孝次君) 間違いございません。

○大矢正君 これは資本組み入れが実際に配当制限に關するところの制限をするということ、まあ積極的に企業資本の充実ははかりたいという大蔵省の趣旨ですけれども、しかし、法律改正によつて配当制限の適用を現実に受ける会社というのは、資料によると九十六社しかない。こういうことでありますれば、この法律が実際にどれだけの効果を企業資本の充実に発揮をするかという点では、疑問が出てくるのではないかと私は思つております。

その点、いかがですか。

○説明員(小熊孝次君) たゞいま御指摘のように、再評価積立金の資本組み入れのために、配当制限を強化いたしました。また、資本組み入れを間接的に強制するわけでございます。これによりまして、たゞいまお話のございました直接適用を受けるところの会社というものは大体その程度の数でございます。

が、これによりましてどれだけの効果があるかという御質問だろうと思つておりますが、もちろん、あらゆる会社が該当するわけではございません。中には成績のよい会社もございまして、自主的に再評価積立金の資本組み入れをかけたといふことももちろん考え得るわけでございます。われわれもいたしましては、最高のレベルというよりは、むしろ低いレベルのものをそういうふうな間接的に強制いたしました。まあ抱き合わせ増資といふようなものに踏み切りまして自己資本の充実ははかかっていく。もちろん、相当地績のよい会社もございまして、これは今までも成績がよかつたのであります。

従いまして、そういうものはますますそういふような態度で臨むというところを期待しておるわけでございます。

なお、今回の措置といたしましては、従来ございませんでしたが、相当地程度再評価積立金の資本組み入れも促進された、すなわち再評価積立金の八〇%以上を資本に組み入れたというふうな会社、あるいは資本金に對しまして再評価積立金の残額が一回にも満たないといふふうな、そういうふうな非常にウェートが少なくなつた会社、こういう会社につきましては再評価積立金勘定というものを廃止いたしました。そうしてそれを商法上の資本準備金に組み入れることができる、こういうふうな道も開いたわけでありまして、そういう段階に達することができるといふふうな会社もございまして、再評価積立金勘定といふようなものによつて自分の企業の経理につきましていろいろな制限を受ける、こういうふうな

ことのないようにしようというわけ、そういうふうな商法の本然の姿に立ち返るといふことを希望する、それによつて抱き合わせ増資その他によつてもう一段と飛躍いたしましたきれいな姿になる、こういう措置も考えられるわけでございます。そういう意味でございます。一方成績の悪い方につきましては、配当制限を強化していき。それから、ある程度成績のよいものにつきましては、ますます促進して再評価積立金勘定といふような終戦後における特殊な事態の際に発生しましたそういう特別な勘定をなくしていく、こういうふうな促進の意味も含まれて、そういう措置をとっております。そういうことによりまして、あわせて自己資本の充実ということがはかつていける、そういうふうなわれわれとしては期待しているわけでございます。

○大矢正君 電力の場合の再評価積立金の残額は三千七百七十億円といふのはわかりましたけれども、業種別に大體額の多いところから順次どの程度の残高を持つているか、差額を持つているか、お示しを願いたい。

○説明員(小熊孝次君) これはちよつと調査が古いので恐縮でございますが、三十五年の九月末現在で申し上げます。大きいので申し上げますと、再評価積立金の残額は、鉱業、これが四百二十億五千六百万円、それから繊維業が三百七十四億七千五百万円、それから化学工業が三百七十八億七千八百万円、第一次金属が八百八億六千万円、電気機器が二百五十一億八千万円、輸送用機器が二百二十八億六千万円、それから陸運業が四百十三億四千

五百万円、これは各業界におきます各業種別の再評価積立金の残額で大きいものでございますが、これはもちろん会社ごとの多寡がございますので、一社平均その他にしますといういろいろなニュアンスが出て参りますが、グロスで見ました場合の再評価積立金の残額の大きいもの例でございます。

○大矢正君 四十年まで法律の適用をする、そうして四十年以降新たに考えるのですが、四十年と区切りをここで設けた理由はどこにあるのですか。四十年までには再評価の組み入れもほとんど終わるのではないかと見通しがあつて四十年というふうなきめられた、どういふ根拠なんですか。

○説明員(小澤孝次君) 当初申し上げましたように、今回の措置も一応の暫定措置でございます、今回の措置によつて全部最終処理が完成をするというわけではございません。しかし、われわれといたしましては、なるべく企業の自主性によりまして、そうして再評価積立金勘定が漸次なくなつて本来の姿に戻つていくことが望ましいと考へておるわけでございます。そういうような意味合いをもちまして、現在の再評価積立金の組み入れの状況を見ますと、まだ電力とかそういふもの、電力というふうなものを除きましても、四〇〇程度しか組み入れられておらないわけでございますから、すぐ最終処理を考へるといふのは適当な段階ではない。従いまして、われわれといたしましては、ほかの特殊な企業を別といたしまして、その他の企業といたしましては、もう一ふんばりすれば最終処理ができるという段階へもつていきたい、そのめどといたし

まして一応三年間というふうな考へたわけでございます。

この配当制限の措置は三十二年から始めまして、当初は三年間の暫定措置だつたわけでございます。その次に二年間の措置だつたわけでございます。それから今回考へておられますのは三年間の措置と、こういうふうな考へておられますが、その三年間の措置のうち、最初の二年間とあとの一年間というものを、配当制限の程度というものを分けておきまして、第一次段階と第二次段階に分けておきまして、最初の二年間の第一次段階では、ある程度現在までとつてきた措置にならざるやうに若干強化しながら、ある程度それを強化するといふやうな方向に進み、それから最後の一年間におきましては、さらにそれを強化するといふやうな方向で考へまして、二年目と二年目までさらに強化していくという方法も一応観念的には考へたわけでございますが、再評価審議会の委員のメンバーからなる懇談会におきましていろいろ御審議を願つたわけでありまして、結局は増資の問題にからむものでありますので、毎年々々増資といふことは、これは会社によつてはあり得るかも知れませんが、そうしよつち増資といふこともなかなかむずかしい。従つて、一応将来の見通しを示していただいて、そして最初の二年間といふものはある程度準備期間といふやうな意味を含めまして一定の措置を考へる、それからその次にもう一段階考へる、こういうふうにした方がスムーズにいくといふことでございます。わ

れわれといたしましては、三年間程度の措置であるならばいいんじやないかといふふうな考へたわけでありまして、従いまして、三年間のこの措置によつて、普通の企業であればもうちよつとすればもう最終処理の準備ができるという段階に、各産業は大体そういふ水準までいくのじやないか、こういうことを目途として、ただいま申し上げましたやうな三年間の措置を考へたわけでございます。

○大矢正君 補足説明を実は聞かなかつたから、そのときにあるいは説明されたか知りませんが、資本の組み入れがおくれている場合には、配当制限をもつて資本の組み入れを促進しようといふ考へ方は、従来の法律よりさらに積極的なシビアなものに今度になつてきたと思つておる。そこで、もつとその拘束力の強いものにしたといふ根拠は一体どこにあるのですか。それは、その当初の計画といふか、目標といふか、そういうものよりかなり資本組み入れがおくれているといふことから、この際もつと締めつけて、配当制限を強化して、資本の組み入れを増加させようといふ考へ方になされたのか、あるいはもつとはかに目的があるのですか。

○説明員(小澤孝次君) 再評価積立金の資本組み入れの促進は三十二年から始まりましたが、その際も一応配当制限という措置によつて間接的に強制して行く。まあ企業といたしましては、資本組み入れができないのであるならば配当率を下げて配当制限を免れる、こういう措置と、配当を維持したいのであれば再評価積立金を資本に組み入れる、こういういふかを選択する方

法が考へられるわけでありまして、われわれといたしましては、三十二年から三年間の措置と、それから三十五年から二年間の措置と、二つの段階を経て今まで至つたわけでございますが、その実績を見ますと、確かに再評価積立金の資本組み入れにつきまして、配当制限を設けるにはそれを強化した段階におきましては、資本組み入れがぐつと伸びておるわけでありまして、それとあわせて、抱き合わせ増資によつて増資の促進というものがはかられておるといふ実績は確かにあるわけでありまして。

ただ、その場合におきまして、その後たとえ三年間の措置あるいは二年間の措置でございますと、その前の年にそういう措置が行なわれて、あとの三年間なり二年間というものは全然行なわれないわけではございませんし、そういう再評価積立金の資本組み入れ措置といふものは、もう配当制限を受けない立場でございますから、比較的に少ないと、こういうやうな格好になつておるのが過去の実績でございます。従いまして、われわれといたしましては、まあこれをさらに強化していくといふことはただいま先生のおっしゃつた通りでございます。また、その強化の仕方も、これはまあ増資が行なわれて参りますと、おのずから配当率そのものも下がつて参つておられますから、そういう関係から申しますと、現在の配当制限といふものは事実上は配当制限をしていないのと同質的にはそう変わりはないと言つてさしつかえないわけでありまして、配当率大体年一％かその程度ずつは下がつてくると、こういうことも考へ得るわけでありまして。

○木村福八郎君 これは非常に初歩的な質問なんですが、その再評価積立金を資本に組み入れないことによつて、企業の方としてはどういふ利益を得るのですか。それを洗る理由です。基本的にはどうしてそれを洗るのですか。何か、しない方が企業にとつては利益であるから洗るのでしよう、企業にとってはそれはその経営の健全化には役立たぬわけですが、しかし企業としては、そういう法律まで設けて、それを強制しなきゃならないことになつておるが、どうして法律まで定めてやらざるを得ないのか。企業としてはやらぬ方が得な面があるわけですね。どういふ点でやらぬのか。それから、税の関係もあるのでしょうか、いろいろあるのでしょうか、その点、簡単に指摘していただきたいのですか、どの点とどの点と。

○説明員(小澤孝次君) 一番最初に申し上げられますのは、資本組み入れによつて配当負担がふえるといふことでございます。従いまして、収益力が一定であるとすれば、配当率を下げないといふ配当ができない。そうすると、ほ

かの企業とのバランスからいって、端的に申しますと、ほかの企業が若干取益力が強いと、自分の企業としての成績が端的に外部に出します。それは競争関係から申しますと好ましくないと、いう問題があるわけでございます。

○木村禮八郎君 税制の問題から考えたら。

○説明員(小熊孝次君) 税制の問題といたしましては、もちろん、これは配当いたしましたすと、それだけ税金がかかる。一割の配当をするとなれば二割の原資が必要だ。これは先ほど申し上げました収益力との問題でございますが、幸いこの点につきましては、今度税制の改正によりまして、三八%が二八%に下がるというような面もございまして、まあそういう意味では若干抱き合わせ増資と、むしろ再評価積立金の資本組み入れによる抱き合わせ増資ということも言えると思えます。しかし、それはあくまでも各企業全般の問題でございます。まあそのほかにもいろいろあるかと思えますが、一応思いついた点はその程度でございます。

○木村禮八郎君 過去のインフレによって資産の帳簿価額が実際の価額に反映しない。そのために適正な減価償却が行なわれないということが、この再評価積立金を資本に組み入れさせる一つの理由になっておりますが、どの程度までそれがこれまで行われてきておるか。これはさつき大矢君が、大体昭和四十年ごろに大体インフレ価額の再調整がつくという見通しでやっておられるのかどうかという質問があったようでありまして、どの程度までそれがやらぬで、どの程度までそれをやらぬ

きやならないのかですね。

○説明員(小熊孝次君) 企業資本の充実法の対象になる会社は、御承知と思えますが、資本金が五千万以上の会社、それから五千万未満でも三千万円以上の会社で再評価の限度額が一億をこえる会社は、一応強制再評価でございます。その強制再評価をする場合の限度は八〇%で押えられておるわけです。八〇%以下は、少なくとも八〇%は再評価をしなければならぬ、こういうことになっております。従いまして、その面におきましては、資産を再評価することによりまして、ただいま先生のお話のありましたように、そのノミナルな利益というものを生みださないで、適正な減価償却をして、それによって内部留保を堅実にする、こういう目的は一応達せられたわけでございますが、その場合に生じた再評価差額というものを、これを本来は、収益力がそれに伴っておるならば、その際におきまして資本そのものを修正いたしましたとして、株主の方に対する株主勘定の修正も本来はすべきであつたわけでございますが、ただいま申し上げました、一番の問題でございますが、収益力に伴う配当をどうするかという問題もございまして、とりあえずは再評価積立金勘定ということで、そういう商法の特例を設けて、そこに積み立てておいて、そして収益力が増加するに伴いましてそれを資本に組み入れていくとして、資本そのものの修正を完了する、こういう建前でございます。

この資本充実法のただいま提案しておる問題といたしましては、もちろん二つの要素があるわけでありまして、適正な減価償却をするという問題がございまして、適正な減価償却をしないものについては配当制限をする。従いまして、税法上の普通償却範囲額の九〇%未満の償却しかしないという場合におきましては、これまた配当制限を受けます。今までは一五%であつたのを、今回、三年間のうちの初めの二年間につきましては一二%に配当制限をする、それから最後の一年間につきましては一割をこえる配当をしてはいけない、こういう配当制限をつけているわけでございます。これはただいま先生の御質問になつた趣旨の、適正な減価償却をするというものを確保する一つの手段であります。それからもう一つの問題は、先ほど大矢先生から御質問のありました、四十年までに再評価積立金の資本組み入れを促進していくというの、先ほど申し上げましたように、その段階で全部がきれいになるわけではございませんが、少なくとも特殊の産業を除きまして一般の産業につきましては、大体もうちょっと努力すれば最終処理まで持つていけるという段階までござつたたい。そのための一つの配当制限というものを考えておるような次第でございます。

○木村禮八郎君 これは一つの、決るという事は、何というですか、税金をまけさせる手段になってきていくというようにも思われるのですよね。脱税とはいわれないですけども、そうすれば税金を安くする。だから、組み入れ、そういう措置を講ずれば組み入れを促進する傾向がなかつたのですか。そうでしょ。そういうふうにし

ないと、やはり税法上も損だから決つてい。そうすると、まあ、大蔵省の方ではそれを促進させるために、課税面でそれを調整するということになれば、それで促進されるという面もあつたんじゃないですか。そういう点はどうなんですか。

○説明員(吉田信邦君) その点に關しましては、税金を減らすということは、こういう意味で再評価積立金の資本組み入れがおくれているという面はほとんどないんじゃないかと考えております。で、やはりこれはまあ今の企業の特長でございますけれども、資本と経営の分離というふうな姿から、経営者としては、できるだけ配当率を高くしておくことによつて、まあ自分たちの功績というものを誇ると、極言すればそういうふうな傾向がなきにしもあらず。また逆の場合に、いへば、いときもあるけれども悪いときもある。悪いときに急に配当率を下げるとはいやだから、できるだけ余裕をとおこつておるというふうな気持もある程度支配しているかと思ひますが、まあいづれにしても、そういう意味で、資本金が小さい方が配当率が高くできて、かつ、経営者の、いへば能力が十分やつて、戦後の企業の見るといふやうな形が、戦後の企業の傾向としてかなり出ておるわけでございます。

で、再評価積立金は、ただいまも御説明申し上げましたように、実質的には企業の資本です。にあるわけであつて、それだけの資産による稼働力というものが当然予想されるわけでございますが、それを資本金という姿に出さないで積立金という形にしておけば、配当率の上からいへば、それだけの分

は高い率でできるというふうな、多少イージーな経営ということも考えられる。まあ私どもの立場としては、企業経営があくまで真実の姿に沿つて、配当率なり収益率なりというものが、その企業の資本の実態に沿つて正確な姿で表わされる、そしてまあそういう意味で健全な経営が行なわれるというところが、最終的には理想でございます。そのもので、この資本組み入れのところに、そのものの、むしろそういうふうな観点から企業の実質的な資本をはつきり表に出し、そしてそれが、それによつていろいろな評価も行なわれるというふうな姿になるのが望ましいというふうに考へておるような次第でございます。

○木村禮八郎君 で、この組み入れるときは増資という形をとるわけでしょうか。

○説明員(吉田信邦君) さうでございます。

○木村禮八郎君 結局はね、その増資は、それは株主に対して無償譲渡になるのではありませんか。

○説明員(吉田信邦君) さうでございます。

○木村禮八郎君 そうでしよ。ね。ですから、無償譲渡するのだから、何もそれで、配当率は下がつても、率は下がつても、配当額はふえるのですよ。もちろん額はね。ですから、率というものは関係ないと思ひますが、その点、さつきは「なるほど」資本金は小さいけれども、率は大きいでしよ。しかし、今度は再評価するでしよ。資本もふやすでしよ。

で、配当の率は下がつても、株主にとっては配当の額はむしろふえるのです

からね。ですから、そのところは、配当率というものがあつたように思われているような点があつたように思ふのですけれどもね。株主からいへば、もう率よりも額が問題なんですかね。

○説明員(吉田信邦君) その点についてはまさにお説の通りでございます。客観的に考えれば、再評価積立金ができれば、それだけ全部増資して、たとえ二分の配当でも、三分の配当でも、その資本に従つてやるのが適正だ、まあわれわれの立場としては当初そういう構想で進んできたわけなんではないかと。ところが、現実問題といつたしましては、やはり株式は日々流通いたしまして、また同じ業種の間で、あの会社は二割配当やつていて、この会社は一割配当しかやつていない。たとえ資本が多くなつて、前から株を持つていた人は、まさに同じ配当額をもらつていふことになるとしても、そのときのあれとしては、あつたこの会社のやつは株価が百五十円で、こいつは七十円しかしないというふうな、まあいへば、ずっと継続して持つていける株主の立場からいへば同じであるにもかかわらず、現実にはむしろそういうその時点々々の姿が、やはりまあ世上評価されがらだといふようなことから来ているのじゃなからうかと、われわれとしては推測してゐるわけでございます。

○大矢正君 関連して一つ。まあ現在の株価の利回り等から勘案して、三分をわずかこえるぐらいのところ、まあ今も実際に行なわれてゐるわけなんだから、それでも、なおかつ、この株価といふものは、一部の斜陽企業を除いては、

かなり高い水準なんですかね、現実問題としては。ですから、その一つには、やはり過小資本ということも関連があらりますが、品薄ということが最大のやはり原因でしょう。だから、三分やこちらのほんとうに低い利回りでも、株がどんどん上がつていくということなから、むしろその配当が下がるとかなんとかといふことを懸念してこの増資がおくられても、資本組み入れがおくられても仕方がないというふうな考へ方ではなくて、もつとびしりと締めつけるような方向でこの資本の組み入れをやられても、それほど私は株価に対する影響といふものは現われてこないのではないか、このように株価の面から考へた考へ方を持つて、すつには確かに配当率は下がつても配当そのものは一定の利益がある限りは同じで、当然この積立金による増資といふものは株主に返るわけですから、いささかこれは株主所得においては変わりはないわけですから、そういう面から考へていくと、もつと政府は、資本の充実をやるといふのであれば、再評価積立金なんというのやふやなもの置いておくのではなくて、どしどし資本に組み入れさせるといふ方向が必ずやないか。配当制限を今度新しい法律改正でやるといふなら、もつと徹底してやつてもさほど影響ないのではないかと考へてはどうか、私の考へてゐるような考へ方は。

○説明員(吉田信邦君) その点は私もいろいろ考へてみたところでございしますが、そして普通の状態ならばそういうことも可能なわけを思ひるのでござい

ますが、一方現在、この再評価積立金の資本組み入れという形における、いわば積立金から資本への移しかえといふことのほかに、実質的な増資です。これは非常に必要に迫られておるわけでございます。まあ、やはり相対増資といふ点を考へますと、やはり現在の配当率が、いわゆる株の利回りの三分とかなんといふことと、まあ、やはり一割以上といふことと、まあ、その程度高度のものでないか、次の増資がしにくいといふ点が一つと、またそういう増資をたくさん控えていふところからいふと、その際に、かりに一割の配当をしていふとしても、さらにこの再評価積立金の資本組み入れを一割なり二割なり抱き合わせてやることにより、実質的には新しい払い込みの分においては利回りが一二%程度に当たるか、まあ、といふ意味からいふと、持つていふ再評価積立金を一旦吐き出してしまふといふことはいろいろ支障があるといふような、具体的な増資をする場合の立場といふものもあるのではないかと考へます。極端に申しますれば、たとえ今の電力会社のそのような場合に、巨大な積立金がある、これを一度に全部資本に組み入れ、これを一度に全部資本に組み入れてしまへば、それは電力の配当は今度の収益からいへば二分とか三分とかいふわけになると思ひます。そうすると、次の有償増資はもうできなくなつてしまふ。当分の間できなくなつてしまふといふようなふうにもなつて参る。そういう現実的な立場が、私どもとしても一どきにそこまで強行するわけは多少ちやうちよさざる点があるわけにございまして、そういう意味で、すでに

二回少しづつ程度を上げてきたわけにございまして、それによつて、ある意味からいへば増資もかなり促進されてきたような経緯もございまして、あと三年間こつちよりよい形で配当制限を加へていくという形、その次にはできれば最終処理といふところまで打ち出せるように、まあ、いわば企業の自発的な気持と合わせながら進めていきたいといふような感覚で処理いたしておるわけにございまして。

○大矢正君 年々増資をしておりますが、有償無償を合わせて増資をしてい金によるところの無償増資といふのは、全体的な増資の中で、有償無償を含めて全体の増資の中で再評価積立金を使つての無償増資といふものは、どれくらの比率になるのですか。できれば金額と比率を教へていただきたいと思ひます。

○木村福八郎君 それと関連して。再評価積立金の資本組み入れの場合の増資は、無償増資ばかりでないのです。利益の中からの増資ですね、これ無償もあるのです。必ずしも再評価積立金による無償増資だけではないのです。そういう無償増資をみんな目当てにして買つてゐるのではありません。いわゆる増資含みと言ひますね。ですから、それまでも含めての割合を出していただきたい。

○説明員(小黒孝次君) 第一の質問でございまして、昭和三十四年、三十五年、最近の例を申し上げますと、これは全体の姿で申し上げますが、三十四年

の十一月末で有償が千七百五十六億、それで無償の方が二百九十二億、こういふこととございまして。比率で申しますと、有償対無償の割合が一・七、七でございまして、増資額全体について申し上げますと一・四・三、それから三十五年でございまして、有償が三千四百六十八億、それから無償が四百三十億、ございまして、有償対無償が一・四、有償無償合計額に対する無償の割合が一・〇程度になつておりました。ただ、これは総体でございまして、有償増資のみやつたものもございまして、それから抱き合わせ増資をやつたものもございまして、そのうちの抱き合わせ増資の分だけを取り上げて計算いたしてみますと、有償が千八百八億、それに抱き合わせた無償が二百六十八億、これが三十四年でございまして、従つて、有償無償抱き合わせ増資の場合における有償無償の割合といふものは二・四・七、それから抱き合わせ増資の総額に対して無償の割合は一・九・八、約二・〇、それから三十五年におきましては、今言つたような第一の数字が千五百七十億、有償千五百七十億に對して無償が三百九十七億、それから割合といたしましては、有償対無償が二・五・三、それから抱き合わせ増資額に對しては無償の率が二・〇・二、と、こういふことになつておりました。大体兩年平均いたしまして、抱き合わせ増資分についていいますと、有償対無償の割合といふのは大体二・五・〇程度、抱き合わせ増資全体に對しては無償の割合といふのは二割程度、こういふことになつておりました。それから、第二の問題でござい

ます、

す。ただいま木村先生のおっしゃいました点は、要するに商法上の資本準備金の資本組み入れの問題だと思ひます。御承知のように、最近公募という問題がだいぶ行なわれて参つております。五十円額面ものを、これは百五十円とか二百円というところで公募ができるわけでございます。そういうような場合に、額面超過金、いわゆるプレミアムは商法上これは資本準備金に入れたわけでありまして、それで収益がついた段階でそれを資本に組み入れまして無償交付をする、こういうことになるわけでありまして、ただ、公募が行なわれましたのが去年、おとしあたりから行なわれたわけでありまして、去年あたりから非常に盛んになって参つております。プレミアムそのものを、資本準備金そのものを資本に組み入れまして無償交付するという例は、まだその緒についた段階でございまして、最近ソニーが九千万円ですか、それを資本勘定に組み入れまして、そして無償交付するということでございまして、具体的な統計を持っておりませんが、そういうプレミアムを獲得したものを株主へまた返してやる、こういうやり方は非常にけつこうな方法だろうと思ひますのでありますが、これはまた大体その緒についたという段階でございまして、まだ具体的な統計をいいたしてほんのわずかなものだと思います。現在はそういうような状態でございます。今まで行なわれておりましたのは、この提案されておりましたところの再評価積立金の資本組み入れというのが頻りに行なわれておつたのです。いわゆる再評価じゃない、本来の商法上のプレミアムつきの発行による資本準備

金の資本組み入れというのは、今後漸次行なわれてくるのじゃないか、このように考へておるのであります。

○木村禮八郎君 この今後の傾向はどうでしょう。三十四、三十五ですね、割合は少し——まあ金額はふえてきていますがね。金額はふえていますが、割合、まあ比率は低下してはいますが、今後の見通しはどうですかね。その無償増資ですね。

○説明員(小熊孝次君) 具体的に企業がどういふような無償増資をやるか。これは再評価積立金の方でございまして、

○木村禮八郎君 そうです、そうです。この法律が……

○説明員(小熊孝次君) この法律が通りますと、まあ相当行なわれるのじゃないかと思ひます。まあこれはちよつと、個々の具体的な会社の態度いかんにはよるわけでございますが、先ほどもちよつと触れませんでした、現在提案しておる法律の仕組みでございまして、たとえば再評価積立金の資本組み入れ比率が三割未満であれば一割をこえる配当ができず、五割未満であれば一割二分をこえる配当ができないというふうな、そういう配当制限をしておりますが、そのほかに、それを免除する規定をいたしまして、資本金に對しまして再評価積立金の残額というものがウエイトが少くない場合は、配当制限を免除するという規定もございまして、今まで二割五分以下であれば配当制限を免除する、これを強化いたしました、最初の二年間は二割未満の場合には配当制限を免除する、それから次の段階には一割五分未満の場合は配当制限を免除するということになってお

ります。会社といたしましては、再評価積立金の資本組み入れをやりましか、あるいは有償増資を相当やりまして配当制限を免除するか、こういう両方の手が実はあるわけでございます。そのいづれをとるか、まあ企業の立場といたしましては、再評価積立金の残額が、進みまして、再評価積立金の残額が、組み入れ率は比較的少ないけれども、そのウエイトが非常に小さくなつておるといふようなことであれば、有償増資をやりまして再評価積立金の残額をウエイトを総体的に少なくして配当制限を免除するという問題もございまして、いろいろやり方があると思ひますが、いづれにしても、まあ増資の促進効果というものは相当あるものだとわれわれは考へておるわけでございます。

○木村禮八郎君 もう一つ。資産の譲渡の際に、資産譲渡の場合で、名目所得に對して課税される、そのことは非常に不合理があると思ひます、名目所得に對して課税されるわけなんです。この参考資料にあるのですが、資産譲渡の際に名目所得に對して課税されるという事になっておるので、そういうふうになつておるので、名目資産ではないですか。——譲渡した場合は、ああそうか。それは帳簿価額に對して課税するんじゃないか、そういうふうな不合理が、こういう……

○説明員(吉田信邦君) あるいはちよつと私御質問の趣旨を取り違へているかも知れませんが、名目所得の問題はむしろ、この資本充実のための、資本に組み入れました以前のいわゆる

再評価の問題じゃなかつたかと思ひます。それで、再評価ということ自体が、いへばインフレによつて貨幣価値が下がつたために、実際の帳簿価額と現実の価額とは非常に開きがある、その場合、そういう建物をしても、そういう資産を売却すると、帳簿価額が五万円のやつが百万円に売れた、その差額九十五万円が利益だということになつてはいかぬというところで、企業に對して再評価を認め、そして当時の物価の倍率で算出された再評価率をかけたとして、帳簿価額を改めさせたという経緯でございまして、

○木村禮八郎君 そういうことで、木村さん、質問した事柄と同じ事柄なんでしょう、インフレに對したから名目所得に課税される不合理がある、これを是正しなければならぬ、こういうわけですが、しかし、これは法人のみならず、すべて個人でも同様になると思ひますが、個人の場合は救済措置はどういうふうになつておるんですか。

○説明員(吉田信邦君) 個人につきましては、同様にもう十年になります、当時再評価を認めただけでございまして、個人の場合におきましては、個人の不動産等についても、自分のうちに帳簿価額というものは、そのうちには普通でございまして、そういう意味で個人の場合、営業をやつていられるものは別でございまして、そうでない普通の個人の建物、土地というふうなものについては、法定再評価と申しますか、法律上当然に再評価されるといふことで、当時の物価の倍率でもつて

算出された額で、たとえば五万円のものも百万円に充つたという場合でも、その法定再評価額が五万円になれば、百万円に充つたといつても、五万円のものも五万円に充つたまでの差額は、これはインフレによる名目価値の増加にすぎない。これについてはごく軽率の、たしか三〇%くらいだと思ひますが、再評価税だけをとつて、それをこえる、再評価額をこえる部分が譲渡所得税の対象になる措置をいたしまして、現在それが引き続いておるような状況でございまして、

○天田勝正君 これは、私に資料を持ってきておりませんが、的確な質問は実はできるわけではないですが、ただ最近地方への工場進出等がなはだしいものがありまして、そういう場合に、この市町村等が仲介をして一定の工場団地を作る。これは強制ではないにしても、しかし全体の連帯調和からしても、一人だけが反対をするということはいかぬという立場ができてきた場合に、まあそこが私も資料を持ってきて、ないですけれども、かなりの譲渡所得税がかけられているのです、現実。ところが、この場合はもし住宅ならば、これは一定年限のうちに、大ていはその年が原則だけれども、その年のうちに買いかへるといふ場合には、これは特別の措置があつて税金がかからない。これは減免される。ところが、住宅以外のところが現なかなかにそれはいいかというものが現状でしょう。ですから、あなたの今説明されたのは、もう当然に再評価されておるといふけれども、その面では再評価が十分でないのではないか、どうですか。

○天田勝正君 これは、私に資料を持ってきておりませんが、的確な質問は実はできるわけではないですが、ただ最近地方への工場進出等がなはだしいものがありまして、そういう場合に、この市町村等が仲介をして一定の工場団地を作る。これは強制ではないにしても、しかし全体の連帯調和からしても、一人だけが反対をするということはいかぬという立場ができてきた場合に、まあそこが私も資料を持ってきて、ないですけれども、かなりの譲渡所得税がかけられているのです、現実。ところが、この場合はもし住宅ならば、これは一定年限のうちに、大ていはその年が原則だけれども、その年のうちに買いかへるといふ場合には、これは特別の措置があつて税金がかからない。これは減免される。ところが、住宅以外のところが現なかなかにそれはいいかというものが現状でしょう。ですから、あなたの今説明されたのは、もう当然に再評価されておるといふけれども、その面では再評価が十分でないのではないか、どうですか。

○説明員(吉田信邦君) その点は、実は私どものちよつと職分の外に出ます税の方の主として問題だと思ひますが、それはごもつとも御質問でございまして、大體資産再評価法ができましたのは昭和二十五年でございます。ところが、昭和二十五年の価格の構成から参りますと、一般物価は二十五年のときには二百四十倍ぐらゐに戦前に比べて上がつておりました。土地の方は五十倍ぐらゐしか上がつていない、その当時に再評価額を作りましたときに、それから、たしか二十七年にもう一度改正をいたしておりますが、要するに一般物価の上がり比べて土地の値上がりははるかに上つた。これは地代家賃統制令とかいろいろの関係があつたと思ひますが、そういうふうな関係で一般物価に比べて土地の値上りがおつておりましたので、そういう意味で、現在できておる再評価の基準が土地については少し辛過ぎる。むしろ土地は、その再評価を行なつた後に土地の価格が単独にどんどん上がつておる。何と申しますか、おそらく今では普通物価以上に土地の方が値上がりしておるといふような形に相なつておるかと思ひます。そういう意味で、土地については現在行なわれておる再評価の限度額があるいは客観的にいへば低いのではなからうか。つまり、土地の値上りが当初おつておつたために、そうしてそのおつておつた段階で今の再評価法が作られた経緯から見て、そういう点が相当あるのではなからうかという感じがいたしております。

○天田勝正君 これはまだ質疑が続きまゝから、別にきょううすく解決しなくともよい問題ですが、これも一つ調べていいたゞきたいと思ふのは、土地の評価については、経過的にはあなたが今おつた通りだと私も承知しておりますが、ところが、その後の土地の値上がり、そうしてまた一方工場分散あるいは工場進出、こういうことになつた場合に、ほとんどそれがいなかの個人持ちが集団的に工場に売つたという場合ですね、それを見るとき、私の調べでは、せいぜい、東北のよりの僻地といわれる所でも一千倍、大都市近郊ではほとんど一万倍になつておると私は承知しておるのです。すると、他の物価は四百倍ぐらゐといふことですから、四百倍と一万倍との開きというものは、おそろしい開きがあるのだが、具体的には、一つの団地が作られるために、いやがおうでもと言へば言い過ぎですが、実際問題はいやがおうでもという形で自分の土地も手放さざるを得ない。そのかわりに自分の子供の住宅をその隣接地に作るという場合には、これは現実には何の恩典もない。片一方は譲渡所得になつて、二百四十倍が修正されて三百倍ぐらゐになつておつても、ところが、片方は一万倍にも値上がりしておるから、譲渡所得はおそろしい額になつてくる。ところが、今度その隣接のところはやはり一万倍かになつた土地を買わざるを得ない。今度は税等が新しい取得した価額に對してかけられる。こういうことになつておるので、すから、私の結局質問の趣旨は、法人にこうした措置を講ずるならば、やはり個人にも、不当な利益を得るといふものは別としておきましても、今例にあげたような正当に取得せざるを得ない

ような場合に追ひ込まれた個人に對しても、同様な措置を講ずべきではないかと、こう考へておられますので、今別に答弁できまりをつけるということではなく、これも次の機会に調べておいてお答え願へば幸ひだと思ひます。

○説明員(吉田信邦君) ただいまの問題は主として土地の問題でございまして、これは現在法人についてもやはり同じ再評価限度でいってありますから、法人の場合でも個人の場合でも、売つた場合に譲渡所得といふのですか、法人の場合には普通の法人税の対象になる収益の形で来るわけですが、その点は同じことなものでございます。

それで、今お話のございました土地の価格の値上がりというものをどう考へるかということが、むしろ税の立場からこれは真剣に取り組まなければならぬところだらうと存じております。そういう意味で、これは土地の値段の問題はいろいろな点で問題があつて、たとえば固定資産税の評価額が安過ぎるといふような問題もございまして、いへばあまりにも土地の値段が上がり過ぎておるために、また同時に、他方からいへば、土地の値段を押しよすという各種の法的措置が強く生き残つていた關係上、そういう意味で非常なアンバランスが起きておるといふのが現状だと思ひます。おそろしく税の立場からすれば、その場合に、ほかのものについてはほとんど値上りがかりに四百倍なら四百倍という状況で、土地だけがかりに千倍上るとすれば、その四百倍をこえる分はいわば思ひもかけぬもうけといふような性格を一般的には持つておるわけですが、そういう意味でそれが課税の対象になるのは

あたりまえじゃないかというのが、一つの常識的な従来の税制理論から来る考へ方であらうと思ひます。しかし、同時にまた、そうやって税がかければ、土地取引その他の場合には、その税がかげられるというところでまた買収価格が上がるという反作用もあるといふことも事実であらうと思ひます。これは主税局としても現在いろいろ検討している問題の一つと存じますが、またこの点につきましては、適當なとき主税局から説明するようにさせていただきます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

○天田勝正君 今の法律には直接關係がございせんが、本委員会においてつと前に問題になり、私が取り上げたことがある閉鎖機關のうち朝鮮銀行、台湾銀行の問題ですが、これは当時私が指摘しましたように、銀行の役員等には当時たしか私の記憶では特別な手当等を出して、これがいかなる根拠で出したかわからずじまいになつておりました。ところが、一方においては、預金者には何かわからぬうちに三分の二支払つて三分の一はたな上げ、こういうことになつておつて、そして多分朝鮮銀行の場合は、その不動産銀行ができる場合にその金は積み立ててあるはずなんです。たしかあのとき五億か六億だつたと記憶しておりますけれども、その金は今現在でも残されておるはずであります。

そこで、私がこの際資料を要求しておきたいのは、こうした朝鮮銀行、台湾銀行等が、株主はたしか三十倍ぐらゐには見込まれたらうと思ひます。従つて、役員が一番恵まれて、株主がその次、一般預金者は切り捨てられた、そういう格好になつておるはずなんです。でありますから、その後閉鎖機關の、特に朝鮮、台湾銀行の処理はどうなつておるのか、その預金者はどう保護されておるのか、こういう資料を一つ出していただきたい。

もう一つは、外地における生命保険の關係であります。これも多分十分の一以下しか補償されない、こういうことになつて、何か株主、役員といふものと加入者といふものは、おそろしい待遇の、といへばおかしければ、補償される較差があり過ぎる、こういうふうな承知してあるわけですが、それを調べて、次の委員会までに提出していただきたい。それから質疑いたします。

○委員長(大竹平八郎君) よろしゅうでございます。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま天田委員から御要望のございました閉鎖機關に関する種々な調査資料につきましては、早急に連絡をとりまして、提出させていただきます。

○委員長(大竹平八郎君) 本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十八分散會

四月十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は二月二十日)

四月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、証券取引法の一部改正反対に關する請願(第一五七六号)(第一五六六号)

一、どぶろく密造防止対策に關する請願(第一六二四号)

一、公認会計士法改正反対に關する請願(第一六五七号)

一、農民課税等に關する請願(第一七八六号)

第一五七六号 昭和三十六年三月三十一日受理

請願者 熊本市新町一ノ五二九 州産業交通労働組合内 宮本雅長

紹介議員 森中 守義君

株式の民主化が最近急激に發展し、一般大衆の株式投資が根強く普及した今日において、投資大衆の利益を擁護するために、証券取引法上における法定監査は、現行法どおり厳正高度な国家試験によつて保証された公認会計士だけに担当させるべきである。また証券取引法制定の際、この法定監査は、無試験制度による従来の計理士には担当させるべきではないとして、公認会計士法が制定され、計理士法は廃止されている。ただ、従来の計理士には、単に生活権等の問題から、その生存期間を限つて計理士業務を行なうことを特例的に認められたにすぎない。従つてこの計理士に、証券取引法上の法定監査への参加を認めることは、証券取引法及び公認会計士法制定の趣旨に反するものであるから、社団法人全日本計

理士会が行なつてゐる証券取引法一部改正の運動には絶対反対であるとの請願。

第一五六六号 昭和三十六年四月四日受理

請願者 福岡市須崎裏町五七日 本公認会計士協会北九州支部内 土井良延 外十五名

紹介議員 吉田 法晴君

社団法人全日本計理士会(会長塚田十一郎)により証券取引法の一部改正運動が行なわれ、自民党代議士塚田十一郎氏個人の見解によつて、その院内活動と議員立法の方法をもつて、これが強行されようとしているが、この改正は、法定監査制度と公認会計士制度を破壊し、わが国経済の健全な発達に重大な影響をおよぼし、証券の民主化を阻止するものであるから、このような改悪が行なわれぬよう特段の配慮を講ぜられたいとの請願。

第一六二四号 昭和三十六年四月三日受理

請願者 福岡県会津若松市上大道 和町七 新城猪之吉

紹介議員 石原幹市郎君

現在全国において、どぶろく密造に消費される米は、大蔵当局の発表による約百万石と想定されているが、実際には、はるかにこれをこえて約五百万石の米が消費されていると思われ。全国多数の農民がこのような違法行為をしてゐることは、はなはだなげかわしいことであり、また衛生的見致

からしても寒心にたえないことであつて、これはすみやかに防止対策を講ずべきであり、このため請願者は、昭和十八年以來二十回に及ぶ陳情請願をつづけて、米酒交換案を提唱してゐるのであるが、いまだに実施されずまことに遺憾である。どぶろく密造防止対策としては、酒税の大幅減税、米酒交換の実施、取締りの徹底的強化、小中学生にPRの普及等が必要であるが、まづ密造酒最量生産県である秋田県において、テストケースとして、米酒交換を実施せられたいとの請願。

第一六五七号 昭和三十六年四月四日受理

請願者 福岡市須崎裏町五七日 本公認会計士協会北九州支部内 青木大吉 外五十二名

紹介議員 吉田 法晴君

大蔵省公認会計士審査会の等申中「計理士の問題」に關する意見と提案に關しては、(一)前段において、公認会計士制度の強化をうたいながら、後段において、実質的な計理士横すべりを提案して公認会計士制度を弱体化しようとするものであり、前後矛盾のはなはだしいものであること、(二)単なる計理士業務の長年の実務経験からしては、近代監査たる証取監査証明業務を適切に行なう能力は得られないこと、(三)計理士の問題に關する特別措置は、実質的に完全な計理士の無試験横すべりであること、(四)計理士横すべりは、法定監査の水準低下をもたらし、投資家保護及び証券の健全な民主化を阻害

するものであること、(五)計理士横すべりは、後進者の理想と希望とを失わしめ、わが国会計学の發展に重大な悪影響を及ぼすこと、(六)計理士横すべりは、厳正な国家試験によつて計理士から公認会計士となつた者に対してはきわめて不公平な措置であること、(七)計理士横すべりの答申は、これと時を同じうして発表された証券取引審議会の答申の結論と相矛盾するものであること等の理由により、絶対に反対するものであるから、本提案に基づいて公認会計士法の改正が行なわれぬよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一七八六号 昭和三十六年四月六日受理

請願者 岩手県議會議長 山崎 權三

紹介議員 谷村 貞治君

政府は、国税及び地方税を通ずる根本的税制改正を検討中の趣であるが、これが改正に當つては、(一)所得税法を改正し、農家の自家労働相当額は記帳等特別の手續を要することなくこれを必要経費と認め収入から差引き所得を算定するものとする、(二)住民税所得割の課税標準となる所得の算定についても同様であるべきこと、(三)農業協同組合、同連合会については、戦前産業組合にとられた施策と同様に非課税とすること、(四)寒冷地帯固定資産税課税に對して特別な措置を講ずること、(五)農用器具機械の耐用年数の算定基準を短縮すること、等に留意し農民並びに農業協同組合に對する課税の適正化を図られたいとの請願。

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

行地にその源泉があるもの（当該居住者の同法の施行地にある条約第二条第一項(イ)に規定する恒久的施設に帰属するものを除く。）に對する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これは、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五（条約第六条第一項後段の規定に該當する法人が支払を受ける同項後段の配當に對する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十）」とする。ただし、当該配當に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五又は百分の十に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(シンガポールの租税の徴収)

第三条 政府は、条約第一条に規定するシンガポールの租税につき、シンガポール自治州政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十七条及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配當について、第二条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配當でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

大蔵、農林水産、運輸、建設委員会
連合審査会會議録第一号中正誤

一ページ、二段、二七行目を削り、三四行目平島敏夫君の次に村上春蔵君を加えるべきの誤り。

昭和三十六年四月二十八日印刷

昭和三十六年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局